

# いじめ防止基本方針

宮城県立迫支援学校

## 1 宮城県いじめ防止対策推進条例に示された基本理念

- ・児童生徒をはじめ、関係者は、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、連携協力しながら、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組む。
- ・児童生徒一人一人の人的関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、これを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす深刻な影響や人間の尊厳に関わる問題であることへの理解を深める。
- ・十分な原因の究明による再発の防止を含め、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組む。

## 2 宮城県いじめ防止対策推進条例に示された学校及び学校の教職員の責務

- ・学校及び学校の教職員は、命の尊厳や当該学校に在籍する児童生徒一人一人の人権を尊重し、自分を大切に自己肯定感を高め、お互いを認め合うための教育を行うものとする。  
学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒が自ら行ういじめの防止等に関する取組を促進するよう努めなければならない。
- ・学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、いじめを生まない学校づくりに努めなければならない。
- ・学校及び学校の教職員は、いじめの早期発見のため、当該学校に在籍する児童生徒が安心して相談できる環境づくりを行うとともに、いじめに対処できる資質及び能力の向上に向けた研さんを行うものとする。
- ・学校及び学校の教職員は、常に情報を共有する体制を整備し、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると疑われるときは、当該児童生徒の気持ちに寄り添いながら、他の業務に優先して組織的かつ迅速に対応するものとする。
- ・学校及び学校の教職員は、学校いじめ防止基本方針が、実効性があるものとなるよう努めなければならない。

## 3 いじめ防止等に係る本校の基本的な考え

本校では「いじめは、児童生徒の心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いかなる理由があっても許されるものではない。しかし、いじめは、いつでもどこでも起こり得ることを踏まえ、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。」との認識の下、これまで以上に「いじめを決して許さない学校づくり」を推進する。

上記の基本理念を踏まえて、児童生徒の尊厳を保持するために、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速で的確な対応、家庭・地域との連携等、いじめの予防と解決のための総合的な対策を講ずる。

#### 4 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめは次のとおり定義されている。

「いじめ」は「児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

#### 5 いじめ防止対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずる。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること
- (2) いじめの実態把握に関すること
- (3) いじめの対処に関すること
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

#### 6 いじめの防止等に係る取組

##### (1) いじめ防止

##### ① いじめに係る共通理解

- ・教職員のいじめ問題に対する取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議、学部会により共通理解を図る。
- ・いじめ防止等に対する取組状況等について、定期的に報告し合い、情報を共有するなどして共通理解を図る。
- ・教職員は、意図的・計画的にいじめの問題に触れる場面を設定し、「いじめは絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成し、児童生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

##### ② 指導の充実

- ・児童生徒の発達段階等を踏まえ、学校の教育活動全般を通して適切に指導を行う。
- ・各教科や各領域との関連を図りながら、機会あるごとにいじめ防止について触れる。
- ・家庭及び地域社会との連携を図り、課題に対する共通理解の上、適切な指導に当たる。

##### (2) いじめの早期発見のための措置

いじめは、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から児童生徒間の信頼関係を構築する支援を行うことが必要である。

いじめを早期に発見するために、次に示す措置等を講ずる。

### ① 体制整備

- ・学校における相談体制の充実
- ・児童生徒、保護者の悩み等を受け止める体制の整備（アンケート、個別面談等）

#### <学校生活アンケートの実施>

○生徒指導部が「学校生活アンケート」を計画・実施する。

○高等部の生徒を対象に年二回（7月、12月）実施する。

#### <保護者対象いじめアンケートの実施>

○生徒指導部が「保護者対象いじめアンケート」を計画・実施する。（紙面）

○高等部保護者を対象に年二回（7月、12月）実施する。（eメッセージ）

- ・いじめ防止対策委員会の適時、適切な開催
- ・学部間の連携

### ② 組織的対応

- ・いじめ防止対策委員会、運営委員会、主事連絡会等を中心とした学校全体での対応
- ・教職員間の緊密な情報交換と共通理解
- ・教職員間の共通理解に基づく共通行動の徹底

### ③ 啓発活動

- ・いじめ防止基本方針等について家庭や地域への公表
- ・保護者や地域からの理解・協力に向けた体制整備

## (3) いじめへの対処

児童生徒、保護者、教職員から、いじめに係る相談を受けたり、いじめの事実があると思われる場合等は速やかにいじめ問題対策委員会に情報を報告し、組織的に対応する体制を整える。

また、いじめの事実の有無の確認を行うため、次に示す措置を講ずる。

### ① 事実確認

#### ア 本人からの聴き取り

- ・いつ、どこで、誰に、何を、どのようになどの事実関係の的確な把握に努める。
- ・直接聴き取りの実施、話すことの難しい児童生徒へは、意思の読み取りができる教師の情報を得るなど、慎重な配慮の上での調査、状況把握に努める。
- ・必要に応じて保護者に同席を要請する。
- ・複数の教職員の聴き取りや、必要に応じてマンツーマンでの聴き取りを行うなど、丁寧な聴き取りを心掛ける。
- ・児童生徒本人の話に傾聴する姿勢を心掛ける。
- ・フラッシュバックも十分に考慮しながらの聴き取りを行う。
- ・不快な表情や行動が見られる児童生徒についてはその原因に関する情報を収集し、その背景を探るとともに注意深く、観察を継続する。

#### イ 友達、周囲からの聴き取り

- ・事実関係を的確に把握するため、友達や同学級の児童生徒などからも、的確な聴き取りを行う。

#### ウ 事実関係の照合

- ・児童生徒本人から得た情報を友達や周囲の児童生徒から得た情報と照合する。
- ・相違点について再度、聴き取りなどを行う。

#### ② いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援

いじめを受けた児童生徒はもとより、その他の児童生徒も、対応後に安心して学習に取り組むことができるように適切な措置を講ずる。

また、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で誤解などが生ずることのないよう、事実に関する情報を双方の保護者と共有するための措置についても十分に考慮する。

##### ア 児童生徒に対する支援

- ・児童生徒のつらさや悔しさを十分に受容する。
- ・具体的な支援内容を提示する。
- ・称賛や励ましによる自信の喚起に心掛ける。
- ・自己理解の深化、改善点の克服を促す。
- ・継続的で十分な心理的ケアを図る。

##### イ 保護者に対する支援

- ・いじめの事実についての的確な報告をする。
- ・児童生徒本人を守る確固たる姿勢を示す。
- ・きめ細やかで丁寧なコミュニケーションを図る。
- ・信頼関係の構築に努め、いち早く共通理解を図る。

#### ③ いじめを行った児童生徒に対する指導またはその保護者に対する助言

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利に著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを確実に認識させる。

##### ア 児童生徒に対する指導

- ・事実関係、背景、理由等を確認する。
- ・不満や不安等の訴えに対しては、十分に傾聴し課題解決を図る。
- ・いじめられる児童生徒のつらさ、悔しさについての気づきを促す。
- ・心理的ケアに十分配慮する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・障害に起因するこだわりや衝動性から生じるいじめに対しては、本人に状況を十分に理解させ不適切な言動を改善する支援を行う。必要に応じて個別の指導計画の中に位置付け、計画的、系統的、継続的に指導する。

##### イ 保護者に対する助言

- ・相手側の心情（怒り、不安等）についての理解を図る。
- ・具体的な助言に努める。
- ・必要に応じて関係機関（福祉、医療等）との連携についても助言する。

#### ④ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
- ・ 県教育委員会と連携してネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
- ・ ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。
- ・ 保護者にネット上のいじめ問題についての理解を啓発するとともに、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

#### ⑤ いじめ解消の判断

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合でも必要に応じて他の事情も勘案して判断する。「解消している」状態に至った場合でも、再発防止のため保護者と連携を図りながら日常的に注意深く観察を継続する。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当な期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。期間中は状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。

##### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点で、心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒及びその保護者に対し面談等により確認する。

## 7 重大事態への対処

### (1) 事実関係を明確にするための調査

#### ① 調査組織

- ・ 「いじめ防止対策委員会」を中心に、いじめ防止対策推進法第28条第1項に掲げる事態（以下、「重大事態」という）の性質に応じて組織的に調査を行う。
- ・ 本調査を通して全教職員は事実に向き合い、重大事態への対処や事態の発生防止を図る。
- ・ 調査に当たっては、県教育委員会の指導の下、関係機関と適切に連携して対応に当たる。

#### ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ 質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ・ いじめの被害児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査に当たる。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為をやめさせる。

- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ③ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
  - ・当該児童生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査を実施する。
  - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取りなどを行う。
- ④ その他の留意事項
  - ・調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたにすぎない場合があることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない。
  - ・児童生徒及び保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

## (2) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する責任
  - ・いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係(いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか)について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。
  - ・情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
  - ・質問紙調査に記入された内容をいじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ② 調査結果の報告
  - ・調査結果については県教育委員会を通じて知事に報告する。
  - ・上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を添えて知事に報告する。

## 8 その他の留意事項

### (1) いじめ防止に関する指導の具体化と共有化

本校のいじめ防止基本方針に基づき、日常の指導の中でいじめ防止に関する活動が具体的に行われるように留意するとともに、学校全体でその共有化を図る。

### (2) 組織的指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。その際、児童生徒理解のために医療関係者を加えたり、関係機関との連携・調整のために特別支援教育コーディネーターを加えたりするなど、組織構成の工夫を図る。

「いじめ防止対策委員会」に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするために、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

### (3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめ防止等の生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施する。また、児童生徒の実態理解と共有を図るため教職員による研修会についても適宜実施する。

### (4) 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教職員の自己評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

### (5) 地域や家庭との連携

本校のいじめ防止基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者との面談、家庭訪問や各種たよりなどを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

(附則)

平成26年 4月 1日より施行

※平成30年12月 1日より施行（宮城県いじめ防止対策推進条例）

平成31年 1月 宮城県いじめ防止対策推進条例を踏まえて一部改訂・施行

令和 6年 2月 学校における相談体制の充実について一部追加・施行